

議 事 録

会 議 名	令和元年 第10回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和元年10月28日(月)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 金子隆夫 4番 市川澄雄 5番 相田孝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 南部地区 小島新弥 <div style="text-align: right;">合計6名</div>		
欠席委員	2番 大久保泰明 3番 中村基寛 6番 福岡喜輝 北部地区農地利用最適化推進委員 露木常夫 中部地区農地利用最適化推進委員 相原善久		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第2 非農地証明願について 日程 第3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 日程 第5 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第6 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和元年第10回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中5名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、1番と4番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地法5条の規定による許可申請について、議案番号62号を上程いたします。本案件について、南部地区農地利用最適化推進委員が関係人になっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入席、着席していただきます。 (南部地区農地利用最適化推進委員 退席 退出) 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号62号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり一之宮地内にある農地2筆です。転用事業の内容は駐車場であり、近隣で農地転用事業実施中の福祉施設の社用車の駐車場を探していたところ、当該地所有者と所有権移転の話が進み、農地転用許可申請に至りました。事業者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、農用地区域外の農地で第1種農地及び第3種農地のいずれの要件も該当しない農地であるため、その他2種農地となります。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということですが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の3番と南部地区農地利用最適化推進委員は利</p>		

害関係人でありますので、4番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、農地利用最適化推進委員は私から説明いたします。

4番：先日現地調査をしました。申請地は寒川高校西側の道路沿い2筆で畑です。既存土留めがありますので土の流出の心配はありません。市街化区域に近接しており、他の農地への影響はないと思います。

会長：先日現地調査に行ってきました。4番の説明のとおり、市街化区域に近く、農地転用した土地も隣にある状況なので、農地利用集積の対象にならない農地のため問題はないと思います。

会長：以上でございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号62号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

(南部地区農地利用最適化推進委員入室・入席)

続いて議案番号63号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号63号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端農業振興地域内にある農地1筆です。転用者は産業廃棄物収集運搬業及びリフォーム業を営んでおり、現在使用中の資材置場及び駐車場が手狭になったため、本社の近隣に用地を探していたところ、当該地所有者と賃貸借契約の話が進み、農地転用許可申請に至りました。事業者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、高速自動車国道の出入口から300m以内に存することから第3種農地となります。許可の基準としては、原則許可になります。

会長：続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5番：先日現地調査に行ってきました。申請地の周辺は、西側にコンビニエンスストアがあり東側に住宅がある場所で、市街化区域に近く他の農地に影響はないと思います。

南部地区農地利用最適化推進委員：先日現地調査に行ってきました。申請地は、寒川南インターの直近であり、市街化区域に近いので農地利用集積上問題はないと思います。

会長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号63号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会長：では総員挙手ですので、議案番号63号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて日程第2非農地証明願について議案番号64号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号64号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小動農業振興地域内にある農地3筆です。申請地は昭和44年頃から申請者の父が庭敷地、駐車場、資材置場として利用しており、駐車場は以前畜舎でした。相続した際に農地転用がされておらず違反であることが分かり申請に至りました。なお、農地法に基づく立地基準は、第1種農地ですが住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものが例外的許可の基準としてございます。申請地はこの例外的許可の基準に該当します。また、かなり以前から他の用途として使用されており農地としての実体がなく、復元することは困難と思われまます。さらに、他の農地に影響はないと思われましたので、非農地証明交付がやむを得ないとしました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4 番：先日現地調査に行ってきました。申請地は小動神社北側の3筆で昭和45年から使用されていて屋敷内にあります。農地への復元は不可能であり、他の農地への影響もありませんのでやむを得ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号64号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、日程第3、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号65号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号65号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の7番と事務局で15筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日現地調査に行ってきました。15筆全て確認しましたが、田は刈り入れた後の状態、畑はネギ、ほうれん草、コカブが作付けされていました。全て耕作されていました。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号65号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

次に日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告番号90号の1件、日程第5農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号91号から94号の4件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号95号から100号

	<p>の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第7の規定による転用届出については、議案書のとおり4件。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出については、議案書のとおり6件、それぞれ届出がありました。</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、令和元年第10回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和元年第10回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 金子 隆夫 議事録署名人 市川 澄雄

本議事録は、令和元年11月25日、承認・署名を得て確定しました。